

事業事前評価表

国際協力機構 民間連携事業部 海外投融資第二課

1. 基本情報

国名：ペルー共和国（ペルー）

案件名：グリーンファイナンス普及事業

(Dissemination Project for Green Financing in Peru)

L/A 調印日：2024 年 3 月 20 日

融資先名：Banco BBVA Peru, S.A. (BBVA Peru)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における建物セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

ペルーは、1990 年代初頭よりコロナ禍前の 2019 年まで平均約 5%の実質 GDP 成長率で推移し、エネルギー消費量は 2020 年に 743 千 TJ(テラ・ジュール)と、1990 年比で約 2.1 倍となった。それに伴い、主要な温室効果ガスの一つである二酸化炭素排出量も 2020 年に 42.44MtCO₂/年と、1990 年比約 2.2 倍に増加している(国際エネルギー機関)。当国主要産業である農業を始めとして、気候変動に起因する広範な影響が懸念されており、ペルー政府は、2016 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において、2030 年までに当国の温室効果ガス排出量を 2010 年の基準値より 30%削減することを公約した。

ペルーにおいては、温室効果ガスの排出削減に向け、各セクターでの取り組みが進められているが、中でも建物セクターは、南米域内で全体エネルギー消費量の 25%を占め、国内でも輸送セクター、産業セクターに次いで 3 番目に大きいエネルギー消費量となっていることから、その削減は喫緊の課題となっている。かかる状況下、ペルー政府は「Fondo Mivivienda」プログラムの Decree No.024-2016-Vivienda を通じて 2016 年より持続可能な住宅・建築物の建設に対する譲許的融資を行う等の対策を実行している。これは、省エネ・節水などを通じて環境負荷が低い民生住宅購入に当たって 16,200~31,100 ソーレス(約 65~120 万円)の補助金を支援する制度であり、2022 年には 8,000 戸以上に対して援助を行った。

しかしながら、不動産デベロッパーや建設業者、金融機関の知識、経験、技術の不足により、持続可能な住宅・建築物の普及には大きな余地がある状況となっている。建築物をグリーンビルディングとみなす場合、エネルギー消費削減量や節水率等の要件を満たすことで得られる国際金融公社(International Financial Corporation。以下、「IFC」)の認証(Excellence in Design for Greater Efficiencies、以下、「EDGE」)や米国グリーンビルディング協会の認証(Leadership in Energy & Environmental Design、以下、「LEED」)等の取得が一定の基準となるが、IFC によれば、当国において国際基準認証を取得できている建築物は全体の約 10%を占めるに過ぎず、グリーンビルディング導入のポテンシャルは相当にあると見られている。

こうした状況下にあつて、BBVA Peru は 2018 年 11 月にペルー国内及び南米地域で初となるグリーンローン(グリーンファイナンスのうち、融資形態のもの)を実行する等、他域内銀行に先行してグリーンファイナンス拡大に積極的に取り組んでいる。

本事業はペルー全土に業務展開する地場金融機関 BBVA Peru を通じ、国際基準認証を満たす当国のグリーンビルディングや省エネ施設・設備等の普及支援を通して、気候変動対策への貢献を図るものであり、当該セクターの課題やペルー政府の方針に合致している。

(2) 気候変動に対する我が国及び JICA の協力方針と本事業の位置づけ

本事業は、グリーンビルディングや省エネ施設・設備等、企業・個人におけるエネルギー消費量削減や効率化の取組みを支援するものであり、対ペルー国別開発協力方針(2023年3月)及び JICA 国別分析ペーパー(2023年3月)における重点分野「環境対策」における環境改善促進プログラムに位置づけられる。グリーンビルディング向けに拠出される現地政府補助金を活用することで低中所得層への住宅供給が促進されるという観点では、重点分野「経済社会インフラの整備と格差是正」における経済社会基盤整備プログラム、包括的社会促進プログラムへも寄与するものである。また、JICA のグローバルアジェンダ(気候変動)においても、カーボンニュートラルの実現は公的な資金・技術・知見のみでは不足かつ不十分なことから、民間の資金・技術を活用していくとされている。加えて、本事業は 2023 年 5 月に岸田総理大臣が G7 グローバル・インフラ投資パートナーシップに関するサイドイベントで設置を表明した「気候変動対策促進ファシリティ(ACCESS)」に該当し、開発途上国の持続可能な開発と気候変動対策のいずれにも資する「コベネフィット型気候変動対策」を実践するものである。以上より、本事業は我が国及び JICA の対ペルー協力方針及び分析、課題別事業戦略に合致する。

(3) 援助機関の対応

IFC が BBVA Peru に融資を供与している。

3. 事業・融資概要

(1) 事業目的：

本事業は、ペルーにおいて BBVA Peru へ長期融資を行うことにより、BBVA Peru によるグリーンファイナンスを通じ、国際基準を満たすグリーンビルディングや省エネ施設・設備等の普及を促すことで、当国の企業・個人におけるエネルギー消費量削減や効率化を図り、もって気候変動対策と持続的な経済成長に貢献するもの。

(2) 対象地域：ペルー全土

(3) 事業概要：

本事業はペルー全土に業務展開する地場金融機関 BBVA Peru への長期融資を通じて、グリーンビルディングや省エネ施設・設備等、当国の企業・個人におけるエネルギー消費量削減や効率化を支援するグリーンファイナンスとして転貸される。

(4) 事業実施体制：

① 融資対象：BBVA Peru

② 協調融資行：IFC

(5) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類：

① 環境社会配慮

a) カテゴリ分類：FI

b) 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため。

c) その他、モニタリング：本事業では、BBVA Peru が自社の環境社会配慮制度やペルー国内法制度及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づき、各サブプロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な環境社会配慮を行う予定。なお、サブプロジェクトにカテゴリ A 案件は含まれない。

② 横断的事項：本事業により、5,406 トン/年(CO₂換算)の温室効果ガス排出削減が期

待できるため、本事業は気候変動緩和策に貢献する。

- ③ ジェンダー分類：【対象外】 ■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
＜分類理由＞審査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー主流化に資する取組み及び指標の設定・計画に至らなかったため。なお、BBVA Peru は多様性強化の一環として組織内のジェンダー平等に貢献する取組みを積極的に行っている機関である。

4. 事業効果

(1) 定量的効果：

運用・効果指標として、JICA 貸付実行によるグリーンビルディング向け融資件数（件）、グリーンビルディング向け融資残高（米ドル）、JICA 貸付実行による省エネサブプロジェクト向け融資件数（件）、省エネサブプロジェクト向け融資残高（米ドル）を測定する。なお、内部収益率はサブプロジェクトが特定されないため、算出しない。グリーンビルディングとは、EDGE や LEED 等の国際基準認証を取得したものを指す。また、参考値として、温室効果ガス排出削減量（トン/年）についてモニタリングする。

(2) 定性的効果：ペルー国内のグリーンファイナンス向け融資額の増加。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件：特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ペルー開発金融公社向け円借款「エネルギー効率化インフラ支援プログラム」（評価年度：2021年）の事後評価等において、①計画時にできる限り市場調査を行い、その結果を事業スキームに反映させることが、エンドユーザーの資金ニーズと円借款の事業スキームとの間のミスマッチ最小化のためには肝要であり、②サブローンから返済のあった元本及び利息を積み上げ同事業に継続活用されるリボルビングファンドは、円借款の返済据置期間が比較的短いことでサブローンの返済額が蓄積されず、その活用実績で事業効果の持続性を評価することは適切でなかった、との教訓を得ている。

本事業では、①IFCにより、ペルーはグリーンビルディングの建設余地が十分にあると見込まれており、BBVA Peru のグリーンファイナンス実績、並びに今後の予測に基づき、エンドユーザーの資金ニーズが確認できていること、また、②サブローンの償還期間は1～2年で据置期間の範囲内であり、リボルビングファンドとしての設定はしないものの、その返済資金がグリーンファイナンスとして再活用される予定であり、事業効果の継続性もグリーンファイナンス残高の増加で評価するものであることから、特段の懸念はないと判断される。

7. 評価結果

本事業は、ペルーの開発課題、開発政策、並びに、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、当国のグリーンファイナンスの育成・推進及び金融アクセス改善を通じた持続的な社会・経済開発に資することから、SDG ゴール 8（金融サービスへのアクセス改善）、13（気候変動）及び 17（パートナーシップ）に貢献する。よって、本事業を実施する意義は

大きい。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標：4.のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール：L/A 調印から 5 年後に事後評価を実施予定。

以 上